

立案 昭和 年 月 日  
決裁 昭和 年 月 日

爵位録



陸軍中尉矢野敬夫外五十五名叙位取消並叙位昇変更の件

陸軍中尉

昭和五年七月三日  
臺帳  
官報

官 内 省

五

陸軍中尉矢野敬夫外五十五名叙位取消並叙位附變更の件

共錄 昭和 平民 日

陸軍省 陸軍部



陸軍中尉矢野敬夫外五十五名叙位取消並叙位附變更の件  
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年七月三十日

内閣總理大臣 吉田 茂



陸軍省 陸軍部 陸軍中尉 矢野敬夫

内閣第三三二號

起案

昭和三年七月

日

裁可  
昭和三年七月

施行  
昭和三年七月

日

昭和

年

月

日

# 内閣總理大臣

内閣書記官

内閣事務官

陸軍中尉矢野敬夫外五十五名は各別紙頭書のとほり叙位発令に付、<sup>(及生存してゐる)</sup>に付、<sup>(及生存してゐる)</sup>んが同人等は孰れも叙位発令前死亡、又は死亡日附の相違なきこと、<sup>(及生存してゐる)</sup>が今般判明致し、<sup>(及生存してゐる)</sup>んが今更恐縮の次第ではあるが叙位取消並叙位日附變更の儀上奏して良しと思ふ

内閣

内閣  
大臣  
事務官

昭和三十九年十月一日	昭和三十九年五月一日	昭和三十九年六月八日	昭和三十九年五月九日	昭和三十九年四月四日	昭和三十九年八月一日
従七位	戦死	戦死	戦死	戦死	正七位
陸軍中尉	陸軍中尉	陸軍大尉	陸軍中尉	陸軍大尉	陸軍大尉
正八位	正七位	正七位	正八位	従七位	従七位
矢野敬夫	山口松太郎	日下宗雄	丸岡久雄		

右の者は頭書の通り官等相當位として叙位宣下になりましてが何れも進級前に既に戦死していたことが今度判明しましたので任官取消になった上は相當位も特に御取消し願ひたく上申します

昭和三十九年十月一日  
昭和三十九年五月九日  
昭和三十九年六月八日  
昭和三十九年五月九日  
昭和三十九年四月四日  
昭和三十九年八月一日

〜下中〜下中〜

鑑下をいふ下中田畑等の中下流段鑑下鑑下  
下中下中下中下中下中下中下中下中下中  
下中下中下中下中下中下中下中下中下中  
下中下中下中下中下中下中下中下中下中

正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎
正七位	陸軍大尉	從七位	菅野正四郎

昭和十一年三月十五日  
正七位

陸軍大尉 從七位 菅野正四郎

右の者は頭書の通り官等相當位として叙位宣下に  
なりましたが何れも進級前に既に戦歿していたこと  
が今度判明しましたので任官取消になりた上は相  
當位も特に御取消し願ひたく上申します

ハナカ...

陸軍大尉 従七位 八丁目直  
陸軍少佐 正七位 片岡 力  
右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下に  
なりおしたるが河氷も進級前に既に戦歿してゐたこ  
とが今度判明しましたので任官取消になつた上は  
相当位も特に御取消し願ひたく上 申します

昭和五年八月一日  
正七位 戦歿  
従七位 戦歿

昭和五年一月六日 死  
昭和五年三月九日 死

陸軍大尉 従七位 八丁目直  
陸軍少佐 正七位 片岡 力

陸軍軍醫中尉 正八位 中村 堅二  
 陸軍衛生中尉 同 石原 清七  
 右の者は頭書の通り官等相當位として被位宣下にな  
 りましたが何れも進級前に既に戦歿していたこと  
 が今度判明しましたので任官取消になつた上は相  
 當位も特に御取消し願ひたく上申 します。

陸軍軍醫中尉 正八位 中村 堅二  
 陸軍衛生中尉 同 石原 清七  
 右の者は頭書の通り官等相當位として被位宣下にな  
 りましたが何れも進級前に既に戦歿していたこと  
 が今度判明しましたので任官取消になつた上は相  
 當位も特に御取消し願ひたく上申 します。

陸軍建技少佐 正七位 大嶋 幸治  
 陸軍大尉 従七位 緒方 義信  
 右の者は頭書の通り官等相當位として叙位宣下に  
 なりました。が何れも進級前に既に戦歿していたこ  
 とが今度判明しましたので任官取消になつた上は相  
 當位も特に御取消し願ひたく上申します。

昭和九年十月五日 昭和九年十月五日  
 従六位 戦死 死  
 昭和九年八月一日 昭和九年八月一日  
 正七位 戦死 死

陸軍建技少佐 正七位 大嶋 幸治  
 陸軍大尉 従七位 緒方 義信

大正二年  
 三月七日  
 三月七日



内閣人階第 三五七 號

野村和孝 海軍中尉 正八位 叙 從七位

昭和二十年九月十五日

右者頭書の通り叙位發令されたが、昭和十九年十月二十五日戦死したことが判明したので、その叙位を取消された。

野村和孝 海軍中尉 正八位 叙 從七位

昭和二十年九月十五日

右者頭書の通り叙位發令されたが、昭和十九年十月二十五日戦死したことが判明したので、その叙位を取消された。

野村和孝 海軍中尉 正八位 叙 從七位

昭和二十年九月十五日

右者頭書の通り叙位發令されたが、昭和十九年十月二十五日戦死したことが判明したので、その叙位を取消された。

内閣人閣第三五六號

昭和二十年九月十五日  
敍從七位

海軍中尉

正八位

宮

内

正

明

昭和二十年九月十五日  
敍從七位

海軍中尉

正八位

岡

部

孝

夫

昭和二十年九月十五日  
敍從七位

海軍中尉

正八位

岸

上

章

昭和二十年九月十五日  
敍從七位

海軍中尉

正八位

本

田

信

亮

昭和二十年九月十五日  
敍從七位

海軍中尉

正八位

金

子

武

雄

昭和二十年九月十五日  
内閣第三五六號

昭和二十年八月十五日  
叙正八位 海軍少尉 春原政良

昭和二十年八月十五日  
叙正八位 海軍少尉 柴崎美茂

同 同 飯塚千里

右者各頭書の通り叙位發令されたが、宮内海軍中尉は昭和二十年一月二十五日、岡部海軍中尉は同年二月十五日岸上海軍中尉は同年四月六日、本田海軍中尉は同年四月十日、金子海軍中尉は同年四月二十九日、春原海軍少尉は同年六月十一日、柴崎、飯塚海軍少尉は同年六月十五

日孰も戦死したことが判明したので、その叙位を取消されたい。

海軍

内閣人關第 三五〇號

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 太田 伍朗

同 同 同 加藤 信男

同 同 同 八木 盛夫

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 仁木 又一

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 高木 清一郎

同 同 同 小林 哲夫

同 同 同 横田 政太郎

昭和二十年九月十五日

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 古谷 暢男

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 稻垣 衛

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 織野 忠和

同 同 協山 千賀男

同 同 木村 芳

同 同 小柏 太郎

同 同 雷木 亮作

同 同 宮原 孝

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 堀 弘昌

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 本山 志郎

同 同 矢内 忠夫

昭和二十年八月十五日 海軍少尉 渡邊 謙次郎

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 二宮 長平

昭和二十年九月十五日  
叙 從七位 海軍中尉 正八位 菅原 聰

昭和二十年九月十五日  
叙 從七位 海軍中尉 正八位 小林 良晴

昭和二十年九月十五日  
叙 從七位 海軍中尉 正八位 御堂河内 岩 切

昭和二十年九月十五日  
叙 從七位 海軍中尉 正八位 松澤 盛男

昭和二十年九月十五日  
叙 從七位 海軍中尉 正八位 高水 洸

右者各頭書の通り叙位發令されたが、孰も別紙の通り  
戦死したことが判明したのでその叙位を取消されたい  
。

内閣人間位第七三〇號

昭和二十年三月十五日 海軍少尉 佐伯政高

昭和二十年三月十五日 海軍大尉 從七位 榑谷五郎

同 從七位 海軍中尉 正八位 習田忠夫

同 正八位 海軍少尉 赤塚幸介

昭和二十年三月十五日 海軍少尉 平野勇

昭和二十年三月十五日 海軍少尉 古谷博志

昭和二十年三月十五日

昭和十九年六月十五日  
海軍少尉  
叙正八位

向井康三

右者頭書の通り叙位發令されたが今般佐伯海軍少尉は昭和十九年七月八日、**柘**谷海軍大尉、**習**田海軍中尉、**赤塚**海軍少尉は同年八月二日、**平野**海軍少尉は同年八月十日、**古谷**海軍少尉は同年十月二十六日、**向井**海軍少尉は昭和二十年六月十二日孰も戦死した事が判明したので、**其**の叙位を取消されたい。

内閣入閣位第 三六二號

昭和二十年九月六日  
海軍技術大尉  
叙正七位  
從七位  
嵯峨山、宣至

右者頭書の通り叙位發令されたが、昭和二十年六月十三日戦死したのでその叙位を取消されたい。

海軍



内閣入閣位第 三三六號

昭和十九年八月二日 海軍軍醫中尉 正八位 豊島成六

右者頭書の通り叙位發令されたが、今般昭和十九年十月二十五日戦死したことが、判明したので、その叙位の日附を戦死の日に変更されたい。

三月六日

[Faint handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

内閣人頭第三五五

昭和十九年十一月二十一日 海軍中尉 正八位 豊田 正義

右者頭書の通り叙位被令されたが、今般生存しあること  
判明したから、その叙位を取消されたい。

海軍

内閣八位 三六六 號

昭和十九年八月十日 海軍中尉 正八位 中 瀨 景 元

右者頭書の通り叙位發令されたが、今般生存しあること判明したから、その叙位を取消されたい。

海軍

海軍

三六六  
三才我

昭和二十年二月十日 菲島方面 海軍中尉 太田 伍朗

同 同 同 加藤 信男

同 同 同 八木 盛夫

昭和二十年二月十四日 同 同 仁木 又一

昭和二十年二月十五日 同 同 高木 清一郎

同 同 同 小林 哲夫

同 同 同 横田 政太郎

昭和二十年二月十八日 同 同 古谷 暢男

昭和二十年二月二十二日 同 同 稻垣 圃

昭和二十年三月十五日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年四月十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年三月十七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年四月十七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年四月十七日	海軍少尉	渡邊	矢内	本山	堀山	宮原	笛木	小相	木村	脇山	織野	千賀	和								
		議次郎	忠夫	志郎	弘昌	孝	亮作	太郎	芳	男											

昭和二十年五月三日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年五月十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年六月二十二日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年七月二十五日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和二十年八月十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	菲島方面	海軍中尉	二宮	菅原	小林	御堂河内	松澤	高光	盛男	岩助	良晴	聰	平								
			長	忠	晴	助	男	光	男	助	晴	聰	平								

海軍  
中野村和孝

Table with multiple empty columns and rows, framed by a red border.

昭和二十一年七月十二日

復員廳第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

七月十二日復二秘人第一〇七號叙位取消について甲牒された左記の者は、  
頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死したものであるが通信連絡遅延の  
ため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計  
はれたい

記

昭和十九年十月二十五日 比島沖海面 戦死 海軍中尉 野村和孝  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二十七十九名中五十一枚目表)

昭和二十一年七月十二日

復員廳第二復員局人事部長



内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

七月十二日復二秘人第一二號叙位取消について申牒された左記の者は、各頭書の通り、今次戦争作戦從事中孰も戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はりたい。

記

- 昭和二十年一月二十五日 比島方面戦死 海軍中尉 宮内正明 (昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中六十五枚目裏)
- 昭和二十年二月十五日 同 同 岡部孝夫 (六十八枚目表)
- 昭和二十年四月六日 同 同 岸上章 (三十六枚目表)
- 昭和二十年四月十日 同 同 本田信亮 (四十六枚目裏)

昭和二十年四月二十九日 比島方面 戦死 海軍中尉 金 千九百九十九名中六十三枚目裏

昭和二十年六月十一日 沖繩方面 同 海軍少尉 春原政良 (昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 另外三千二百六十四名中百六十三枚目表)

昭和二十年六月十五日 同 同 柴崎美茂 (右同) 五十三枚目表

同 同 同 飯塚千六 (右同) 六十枚目表



昭和二十一年七月十二日

復員總第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

七月十二日復二秘人第二六號叙位取消について甲牒された左記の者は、  
頭書の通り今次戦争作戦從事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため  
戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計は  
りたい

記

昭和二十年二月十日 菲島方面 戦死 海軍中尉 太田 伍朗  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二十七十九名中五十四枚目表)

同 (右同) 同 同 加藤 信男 五十五枚目表

同 (右同) 同 同 八木 盛夫 六十二枚目表

昭和二十年二月十四日 同 同 仁木 又 六十四枚目表

昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二十七十九名中五十三枚目表

(同) (石同) 同 同 同 小 林 哲 夫 五十六枚目表

(同) (石同) 同 同 同 横 田 政 太郎 五十七枚目表

(昭) (石同) 昭和二十年二月十八日 同 同 同 古 谷 暢 男 六十六枚目表

(昭) (石同) 昭和二十年二月二十二日 同 同 同 稻 垣 四十六枚目表

(昭) (石同) 昭和二十年三月十五日 同 同 同 織 野 忠 和 五十枚目表

(同) (石同) 同 同 同 脇 山 十 賀 男 五十八枚目表

(同) (石同) 同 同 同 木 村 芳 六十二枚目表

(同) (石同) 同 同 同 小 柏 太 郎 六十六枚目表

(同) (石同) 同 同 同 笛 木 亮 六十八枚目表

(同) (石同) 同 同 同 宮 原 孝 六十九枚目表

(同) (石同) 同 同 同

昭和二十年三月十七日 比島方面 戰死 海軍中尉 堀 昌  
(昭和二十年八月三十日 進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮 外二十七十九名中六十七枚目表)  
(石同) 同 同 同 本 山 志 郎 五十八枚目表

同 (石同) 同 同 同 矢 内 忠 天 六十枚目表

昭和二十年四月十七日 同 海軍少尉 渡 邊 謙 次 郎  
(昭和二十年八月八日 進達海秘人第一八七四號海軍少尉丸山 昂 外三十二百六十四名中二十四枚目表)

昭和二十年五月二日 同 海軍中尉 二 宮 長 平  
(昭和二十年八月三十日 進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮 外二十七十九名中五十四枚目表)

昭和二十年五月三日 同 同 同 菅 原 聰 六十七枚目表

(石同) 同 同 同 小 林 良 晴 三十五枚目表

昭和二十年六月二十二日 同 同 同 御堂河内 岩 助 五十二枚目表

(石同) 同 同 同 松 澤 盛 男 五十三枚目表

昭和二十年八月十日 同 同 同 高 水 六十一枚目表

二復人衣被第八號ノ十二

昭和二十一年七月十八日

復員廳第二復員局人事

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

七月十八日復二秘人第一五六號叙位取消について甲牒された左記の者は各頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたのでその叙位を取消されるやう取計は

記

昭和十九年七月八日

南洋群島方面 戦死 海軍少尉 佐伯 政高

(昭和二十年三月八日進達海秘人第五七二號海軍大尉中村林雄以下一千三百九十名中三十一枚目裏)

同 海軍大尉 榑 谷 五郎

(右同)

同 海軍中尉 智 田 十四枚目表

昭和二十年三月八日進達海秘人 第五七二號海軍大尉中村林雄以下一千三百九十名中三十二枚目表

昭和十九年八月十日 同 同 同 平 野 三十二枚目表 男

昭和十九年十月二十六日 西爾太平洋方面 同 同 古 谷 二十九枚目表 志

昭和二十年六月十二日 同 同 同 同 向 井 康 三  
昭和十九年六月一日進達海秘人第一〇三二號海軍大尉井上五郎以下一千四百四十名中四十四枚目表

(終)

昭和二十一年 月 日

復員廳第二復員局入事部長

内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

月 日復二秘人第 號叙位取消について甲牒された左記の者は、  
頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死したものであるが通信連絡遅延の  
ため戦死報告叙位發令後となつたのでその叙位を取消されるやう取計は  
りたい。

記

昭和二十年六月十三日 沖繩方面戦死 海軍技術大尉

嵯峨山

宣 三至

(昭和二十一年七月十日進達復二秘人第九八號海軍大尉尾本吉男外一千六百九拾八名中三十六枚目表)

昭和二十一年七月十七日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



叙位日附更正について照會

七月十七日復二秘人第一五三號叙位日附更正について申牒された左記の者は、内南洋方面で作戰に従事中消息不明となつて頭書の日附を戦死と認定され、同日附叙位發令された者であるが、今回軍艦千代田に乗艦千代田に、乗艦別紙記載の日附で戦死したことが判明したので叙位發令日附を更正されるよう取計はれたい。

記

昭和十九年八月二日 海軍軍醫中尉 豊  
(昭和二十一年一月二十五日進達二復秘人第四四九號)

島 成 六

昭和十九年十月二十五日

比島方面

海軍軍醫中尉

曹

島

成

六



昭和二十一年七月十二日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

七月十二日復二秘人第一〇號叙位取消について申渡された左記の者は、昭和十九年十一月二十一日戦死、同日海軍中尉に進級し、その相當位として同日附從七位發令されたが、今叙生存しあること判明したので、前記特殊進級を取消されたから、本叙位も取消されるやう取計はれたい。

記

海軍中尉 豊田正義

(昭和二十一年二月二十五日進達)  
二復秘人第七〇〇號

昭和二十一年七月十五日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



叙位取消について照會

七月十日 復二秘人第一三〇號叙位取消について甲牒された左記の者は、戦死と認定されてゐたが終戦後生存してゐることが判明し、今般内地に歸着したので前記特殊進級が取消されたから、その叙位も取消されるやう取計はれたい

記

海軍中尉 中 瀬 景 元

(昭和二十年七月二十日進達)  
海秘人第一六五九號

一復業位第一五三號

昭和十一年七月 日

復員廳總裁男爵 幣原喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂殿



陸軍中尉矢野敬夫外三名敍位取消の件上申

追て右の者に對する關係書類は新情勢に  
基いて整理を行つたため不明につき然るべく  
御取計らい願ひます

官報不登載

官報不登載

陸軍大臣 吉田茂殿

陸軍大臣 吉田茂殿  
閣下より送付の書類は新情勢に基  
いて整理を行つたため不明につき然るべく御  
取計らい願ひます

陸軍大臣 吉田茂殿

陸軍大臣 吉田茂殿

昭和二十一年六月一日

一復業後第一五七號

昭和二十一年七月一日

復員廳總裁 男爵 幣原喜重郎

復員廳總裁 男爵 幣原喜重郎

内閣總理大臣 吉田茂殿



陸軍大臣 菅野正四郎 敬位取消の件上申

閣下より送付の書類は新情勢に基  
いて整理を行つたため不明につき然るべく御  
取計らい願ひます

官報不登載

官報不登載

復業修第一五七號

陸軍火尉八丁目直行外一名叙位取消の件上申  
追て右の者に対する関係書類は新情勢に基りて  
整理を行つたため不明につき然るべく御取計ら  
い願ひます

復員廉總裁男爵幣原喜重郎

昭和二十一年七月 日

内閣總理大臣 吉田 茂殿

官報不登載

復業修第一五七號

陸軍火尉八丁目直行外一名叙位取消の件上申

追て右の者に対する関係書類は新情勢に基りて  
整理を行つたため不明につき然るべく御取計ら  
い願ひます

官報不登載

官報不登載

陸軍省の事務に關するに關し、  
陸軍省の事務に關するに關し、  
陸軍省の事務に關するに關し、  
陸軍省の事務に關するに關し、  
陸軍省の事務に關するに關し、

陸軍省の事務に關するに關し、

陸軍省の事務に關するに關し、

陸軍省の事務に關するに關し、

一復業位第一五五號

昭和十一年七月 日

復員廳總裁男爵 幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿



陸軍軍醫中尉 中村 堅二 外一名 敘位取消の件 上申

進て右の者に對する關係書類は新情勢に基いて  
整理を行つたため不明につき然るべく御取計らい  
願ひます

官報不登載

官報不登載

昭和二十一年七月

陸軍建設少佐大嶋幸治外一名叙位取消の件上申  
追々右の者に対する関係書類は新情勢に基いて  
整理を行ったため不明につき然るべく御取計ら  
い願ひます

復員廳總裁男爵幣原喜重郎

昭和二十一年七月 日

内閣總理大臣 吉田茂殿



復業位第五四號

官報不登載

海軍中尉野村和孝

復二秘人第一〇ノ

海軍中尉野村和孝の叙位取消について別紙の通り申候  
す。

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜 重 郎



昭和二十一年八月十二日

復二秘人第一〇ノ

海軍中尉野村和孝の叙位取消について別紙の通り申候  
する。

復二秘人第一〇ノ

海軍中尉野村和孝の叙位取消について別紙の通り申候  
す。





復二秘人第一一二號

昭和二十一年七月十二日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉宮内正明外七名の叙位取消について別紙の通り  
申牒する。

海軍省  
軍務課

復二秘人第一一六號

昭和二十一年七月十二日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉太田伍朗外二十四名の叙位について別紙の通り  
取消  
申牒する。

官  
不  
登  
載

復二秘人第一五八號

昭和二十一年七月十八日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少尉佐伯政高外六名の叙位取消について別紙の通り申渡す。

海

軍

内閣人關位第 三六二 號

復二秘人第一四八 號

昭和二十一年七月十七日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍技術大尉 嵯峨山宣至の叙位取消について別紙の通り  
申渡す。

海 軍

復二秘人第一五三號

昭和二十一年七月十七日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍軍醫中尉**豊**島成六の叙位日附更正について別紙の通り申渡す。

海

軍

復二秘人第一一〇號

昭和二十一年七月十二日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉豊田正義の叙位取消について別紙の通り申渡  
する。

内閣大臣印

復二秘人第一三〇 號

昭和二十一年七月十五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉中瀬景元の叙位取消について別紙の通り申候  
する。

海

軍

海軍省  
軍務課

立案 昭和 年 月 日  
決裁 昭和 年 月 日

爵位 叙 賞



宗 務 總 務 課



沖繩縣部長荒井退造叙位日附  
變更の件

昭和五年八月二日  
臺灣記入 月 日  
官報報告済

宮内省